

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（A）駆動用電動機冷却水ポンプ（A）出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	原子炉建屋原子炉冷却材浄化系補助ポンプエリアの床ドレンファンネルにおいて、排水用集合配管からの水の滴下が確認された。試料採取系原子炉建屋サンプリング調整ラックのドレン弁または安全弁（計6台）のいずれかにシートリークがあると推定されるため、不具合箇所を特定後、点検・修理	GⅢ	
3	2号機	非放射線ドレン系原子炉建屋スチームドレン配管のドレン弁（2台）の弁名板に弁番号の誤記が認められたため、当該名板を修正	GⅢ	
4	4号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）出口弁の点検において、弁体ライニング部に剥離及び圧痕、並びに弁箱フランジ部のライニング部にめくれが認められたため、当該ライニング部を修理	GⅢ	
5	4号機	循環水ポンプ（A・B）の点検において、軸受ケース取付部周りのライニング部に浸食が認められたため、当該ライニング部を修理	GⅢ	
6	4号機	循環水ポンプ（B）点検において、出口側ケーシングの内面に腐食が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
7	4号機	不適合報告（1件）の是正処置計画立案・処理について、当所不適合管理委員会が指示した期日の超過が認められたため、処理期日の変更及び対応検討	GⅢ	
8	4号機	原子炉建屋大物搬入口における原子炉圧力容器ノズル搬出用キャスクの事前汚染測定の際、床面に汚染（1000cpm）が認められたため、当該床面を除染及び対応検討	GⅡ	
9	5号機	主蒸気系内側主蒸気隔離弁（C）の浸透探傷検査において、弁座主シート側面に指示模様が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
10	5号機	原子炉建屋1階の制御棒駆動水圧制御ユニット用ベント弁の点検エリアより通路への水のリーク（約300cc、汚染なし）が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
11	5号機	残留熱除去系（B）の系統配管構成確認作業において、同系ヘッドスプレイ内側隔離弁用リークオフ電磁弁のシート養生部に施工不備が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅡ	
12	6号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機（A）の点検において、ファンシャフトの負荷側と反負荷側の軸受及びプーリーの嵌合部に摩耗が認められたため、当該ファンシャフトを修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	使用済燃料プール内における原子炉シュラウドヘッドボルト（全42本中、1本）のクレーンによる吊上げ作業中、同ボルトの一部が周辺の干渉物に接触し、吊りワイヤーが切断し、当該ボルトが使用済燃料プール内に落下したことが認められたため、原因調査及び対応検討	G II	
14	その他	低レベル放射性廃棄物の陸地処分用ドラム缶搬送設備用遠隔操作盤の液晶タッチパネル装置に画面表示不良が発生したため、当該タッチパネル装置を点検・修理	G III	